

株主各位

千葉市中央区千葉港1番2号  
**株式会社 千葉銀行**  
取締役頭取 米本 努

## 第117期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト <https://www.chibabank.co.jp/company/ir/shareholder/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト  
にアクセスし、銘柄名に「千葉銀行」又は証券コードに「8331」をご入力・検索し、「基本情報」  
、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使  
することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使  
していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1 日 時	2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	千葉市中央区千葉港1番2号 当行本店3階大ホール
3 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <p>(1) 第117期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件</p> <p>(2) 第117期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件</p>

# 議決権行使について

## 電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合



当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日) 午後6時

詳細は[次頁](#)をご覧ください。

## 郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月27日(火曜日) 午後6時

## 株主総会ご出席による議決権行使の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会  
開催日時

2023年6月28日(水曜日)  
午前10時(受付開始: 午前9時)

## 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以上

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第16条にもとづき、お送りする書面には記載しておりません。

したがって本書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

## 「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社CJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。